

# 重要事項説明書

(2024年12月1日現在)

指定訪問看護(訪問看護・精神科訪問看護)・指定介護訪問看護・指定介護予防訪問看護

## 1 運営の方針(会社理念)

- 私たちは、利用者が在宅で安心して療養生活ができるよう職務に専念し、利用者に喜ばれ信頼される看護・介護・食事を提供します。
- 私たちは、地域の保健・医療・福祉サービス提供事業所との綿密な連携のもとで、利用者が安心して安全な療養生活ができるように支援します。
- 私たちは、利用者の秘密の保持をお約束します。
- 私たちは、社会的使命を自覚し研究・研修等の機会を積極的に設けて自己研鑽に努めます。

## 2 相談・要望・苦情等の窓口

### ① 当事業所のご利用相談・苦情窓口

担当者	所長 岡谷 直美
電話番号	042-446-2073
ファックス番号	042-446-2074
受付時間	午前9時～午後6時 (月曜日～金曜日)

### ② 当事業所以外市町村窓口

三鷹市健康福祉部高齢者支援課高齢者相談係	電話 0422-45-1151(代)
武蔵野市健康福祉部高齢者支援課	電話 0422-51-5131(代)
狛江市福祉相談課	電話 03-3430-1111(代)
世田谷区保健福祉部	電話 03-5432-1111(代)
調布市福祉健康部高齢者支援室介護保険担当介護給付係	電話 0424-81-7111(代)
府中市福祉保健部高齢者支援課	電話 042-385-4167(代)
小金井市福祉保健部介護福祉課介護保険係給付担当	電話 042-383-1111(代)

## 3 たんぽぽ訪問看護国領の概要

### (1) 提供できるサービス

法人名	株式会社 EQUALITY
事業所名	たんぽぽ訪問看護国領
所在地	〒182-0022 東京都調布市国領町3-10-46
実施サービス	訪問看護・介護予防訪問看護
東京都指定番号	第1364290179号
通常の実施地域	調布市(全域)・三鷹市(大沢、中原)・世田谷区(給田、上祖師谷、南烏山)、 狛江市(中和泉、和泉本町、西野川、東野川)

### (2) 訪問看護の営業日と実施時間帯

平日：午前9時～午後6時 但し：緊急時は24時間対応いたします。  
土曜・日曜・祝日：原則としてお休みをいただいておりますが、その都度ご相談に応じます。  
年末・年始：12月30日～1月3日の間はお休みさせていただきます。  
\*常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備しています。

### (3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	事業内容	計
管理者	看護師	1名		事業所の従事者の 管理及び業務管理	1名
従事者	保健師	1名	2名	訪問看護	3名
	看護師	2名	3名	訪問看護	5名
	准看護師	0名	0名	訪問看護	0名
	理学療法士	0名	2名	訪問看護 (リハビリテーション)	2名
	作業療法士	0名	1名	訪問看護 (リハビリテーション)	1名
	言語聴覚士	0名	0名	訪問看護 (リハビリテーション)	0名

その他事務員2名

## 4 訪問看護の内容

- 病状・障害の観察および悪化の防止
- 療養環境の観察
- 食事・排泄などの日常生活上の世話と助言
- 褥瘡・創傷の予防及び処置
- 療養生活や介護方法の相談
- ターミナルケア
- 医師の指示による医療処置
- リハビリテーション
- その他、訪問看護に必要と思われるケア

## 5 訪問看護の利用方法

### (1) 訪問看護の利用開始

まずは、お電話にてお話を伺った後に、当事業所の職員がお宅を訪問しご説明のうえ契約を結ぶこととなります。

訪問看護の開始にあたっては、主治医の指示書が必要となります。

介護保険をご利用の場合は、事前に介護支援専門員(ケアマネジャー)とご相談していただくこととなります。

主治医の指示書及び介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づき、訪問看護計画を作成したうえで訪問看護を開始します。

保険を適用しない自由契約による訪問看護も行っています。この場合、主治医からの情報を受けて行います。

### (2) 日々・個別に行う訪問看護

訪問看護計画に従って訪問する日時、内容を事前に報告させていただき計画に従って訪問看護を実施いたします。

訪問看護従事者を指名することはできません。当事業所は、いつでも同じ看護が実施できるように、日常の所内連絡は十分行うようにしており、また毎月定期的な研修と必要に応じた随時研修を行っております。

## 6 訪問看護・介護予防訪問看護利用料金 (要支援1、要支援2、要介護 1～5 )

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として別紙料金表(重要事項説明書 別紙1)の1割または2割がご利用者負担となります。

但し介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

介護予防訪問介護につきましては、包括支援センターによるサービス提供計画により訪問回数及びサービス内容が定められます。

## 7 訪問看護利用料金 医療保険の場合

別紙料金表(重要事項説明書 別紙2)によります。

## 8 自由契約及び自費による利用料金

指定訪問看護(介護保険・医療保険)・指定介護予防訪問看護利用料金とは別に、保険外の自由契約及び自費による利用料金の設定もあります。ご利用の際は、別紙での契約を締結させていただきます。

## 9 支払い方法

毎月25日までに前月分の請求をいたしますので所定の期日までにお支払いください。お支払方法は金融機関からの口座引落としとさせていただきます。お支払い戴きますと翌月の請求書と一緒に領収書を送付させていただきます。

領収書は再発行できませんので、大切に保管してください。

## 10 秘密保持

当事業所に所属する者は、訪問看護を実施する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密は第三者に漏らしません。個人情報につきましては、ご利用者及びご家族の同意をもって必要に応じ使用いたします。(事前に同意書をもって双方確認のうえ)

## 11 賠償責任

当事業所および当事業所に所属する者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体財産に損害を及ぼした場合は、事業所は利用者に対してその損害を賠償します。

## 12 事故発生時の対応

ご利用者宅にて、事故が発生した場合は速やかに事業所責任者に連絡し指示を仰ぎ対応を行います。また家族・主治医等にも連絡を行い緊急処置を実施します。

## 13 虐待の防止の為の措置に関する事項

(1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又は防止の為、次の措置を講ずるものとする。

1.虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催すると共にその結果について職員に十分周知する。

2.虐待の防止の為の指針を整備する。

3.虐待を防止する為に従業者に対する研修を定期的実施する。

4.上記措置を適切に講じる為の担当者を置く。

5.職員又は利用者及び、その家族から虐待発生時の報告や各関係者へ連携についての体制を整備。

(2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者(利用者の家族等 利用者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

## 14 身体的拘束の防止

(1) 当事業所は原則身体拘束およびその他の行動制限の一切を禁止します。

ご本人又はご家族もしくは当事業所の職員の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行ってできるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(2) 身体拘束廃止及び適正化に向けた取り組みをすることを目的に、身体的拘束適正化委員会を設置します。

(3) 定期的に職員に対し身体的拘束等適正化のための研修を実施します。

## 15 事業継続に向けた取り組み

事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要な看護・サービスを継続的に提供できるよう事業継続に向けた計画等の策定、研修、防災訓練を実施致します。

## 16 留意事項

訪問予定時間は交通事情等により訪問時間が多少前後することもあります。

指定訪問看護(介護保険・医療保険)・指定介護予防訪問看護の開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

年 月 日

事業者 東京都調布市国領町3-10-46  
株式会社 EQUALITY  
代表取締役 松本 貫太郎 印

事業所 たんぽぽ訪問看護国領  
東京都指定訪問看護事業所  
東京都指定介護予防訪問看護事業所  
指定番号 第1364290179号

説明者 \_\_\_\_\_ 印

契約書および本書面により指定訪問看護(介護保険・医療保険)・指定介護予防訪問看護について事業所所属の説明者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

家族 (続柄) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者代理人 (続柄) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印